建築計画協議書

Ver.R5.5.19

福井市建築指導課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築主 | 氏名 |  |
| 住所 | Tel (　　　)　　　-　　　 |
| 敷地の位　置 | 地名地番 |  福井市 |
| 用途地域 |  | その他の区域地域・地区・街区 | 市街化区域・市街化調整区域嶺北北部都市計画区域・都市計画区域外 |
| 防火地域 | 防火・準防火・無指定 |
| 主要用途 |  | 工事種別 | 新築・増築（水廻り　有・無）・その他 |
| 申　請建築物 | 用途 |  | 階数 | 地上　階・地下　階 | 便　所 | 公共下水・浄化槽・集中浄化槽農業集落排水・汲取り |
| 構造 | 木造・SRC・RC・鉄骨・CB・その他（　　　）一部　　造 |
| 敷地面積 | 　　　　.　　　㎡ | 除却建物 | 　　造　　階・延べ面積　　　.　　㎡ |
|  | 申請部分 | 申請以外の部分 | 合計 |
| 建築面積 | 　　　　.　　　㎡ | 　　　　.　　　㎡ | 　　　　.　　　㎡ |
| 延べ面積 | 　　　　.　　　㎡ | 　　　　.　　　㎡ | 　　　　.　　　㎡ |
| （車庫等の面積） | 　　　　.　　　㎡ | 　　　　.　　　㎡ | 　　　　.　　　㎡ |
| 工事着手予定日 | 　　　　年　　月　　日 | 工事完了予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 設計者 | 事務所・氏名 |  |
| 所在地 | Tel (　　　)　　　-　　　 |

（注意）①　付近見取図、配置図（主要出入口に△印、浄化槽の設置場所を明記）を添付してください。

　　　　②　以下の欄は記入しないでください。

|  |
| --- |
| ◎建築確認対象法令等の確認 |
| 開発許可等 | 済 | 許可番号No. . . 検査済証（未・済・37条）完了公告（未・済） | ‣都計法53条‣都計法58条の2‣土地区画76条‣その他 | 課名 | 都市計画課 | 都市整備課 | 農業委員会事務局 |
| 係員 |  |  |  |
| 不 要 | ‣法29条　号該当‣同規模の増改築 | 係員 |
|  | 月日 | / | / | / |
| 証明書 ・ 念書（済 ・ 後日） | 許可 | 済・申請中 | * 確認の審査期間がありますので、

速やかに回付してください。 |
| ◎関係課事務連絡欄 |
| 課名 | 監理課 | 河川課 | 市民課 | 障がい福祉課 | 環境関係課 | 下水道関係課 | 文化財保護課 | 回付建築指導課へ　 |
| 係員 |  |  |  |  |  | 公共 | 集落排水 |  |
| 月日 | / | / | / | / | / | / | /  |  / |
| 備考欄 （関係課で建築主等に指導した事項等）1.2.3. | ※（事務連絡上の注意）この協議書は、建築行為が予定されていることを関係課へ事前に連絡するもので、建築基準法に抵触することを検討するものではありません。支障のある場合は、担当課より直接建築主、または設計者に連絡し処理してください。また、プライバシー保護のため、部外秘として取扱ってください。 | 受付日 |

**確認申請手続き上の注意（福井市）**

1. **申請図書の作成･製本の要領**
	1. 確認申請書（正本･副本）

●　正本 ┬確認申請書（1面～5面）

├委任状（正本）

├浄化槽設置計画書（建築主事用） ├図面・構造計算書等

└防災計画書

●　副本┬確認申請書（1面～5面）

├委任状（写）

 　　　├浄化槽設置計画書（設置者用）

└図面・構造計算書等

 （注意）・浄化槽設置計画書には認定シートを添付すること。

 　　　　・集中浄化槽を利用する場合は、既設浄化槽の利用に関する承諾書

を添付すること。

 　　　　・既存の浄化槽を利用する場合は、既存浄化槽の人槽・型式が確認

できる書類（浄化槽保守点検簿など）を添付すること。

* 1. 別冊で提出するもの
		+ 建築計画概要書
		+ 消防用図面　　－付近見取図・配置図･各階平面図
		+ 建築工事届
		+ 建築計画協議書（この書類）－付近見取図・配置図
1. **確認申請の前に都市計画法等に基づく許可等が必要な場合**（必ず担当課にて事前協議を行うこと）
	1. 市街化区域における1,000㎡以上の開発行為の許可（都市計画法29条）
	2. 市街化調整区域における開発行為又は建築の許可（都市計画法29条･42条･43条）
	3. 嶺北北部都市計画区域における3,000㎡以上の開発行為の許可（都市計画法附則4項）
	4. 都市計画道路・土地区画整理施行区域等における建築の許可（都市計画法53条）
	5. 土地区画整理事業認可区域における行為の許可（土地区画整理法76条）
	6. 地区計画等の区域内における行為の届出（都市計画法58条の2）
	7. 風致地区内の行為の許可（福井県風致地区条例2条）

※上記に該当する場合は、担当課において、建築計画協議書の「開発許可等」欄にて確認を受けてください。

※確認済証の受領には、開発行為の検査済証、土地区画整理法76条の許可書などが必要な場合があります。

福井市　建設部　建築事務所　建築指導課 　TEL 0776-20-5574　　FAX 0776-20-5751